

日本大学理工学部と韓国海洋大学校海洋科学技術大学及び工科大学との 学術文化交流に関する覚書

1 覚書の目的

日本大学理工学部及び韓国海洋大学校海洋科学技術大学及び工科大学は、対等互恵の原則に基づき、研究及び教育の分野等における相互援助を通じて、両大学間の協力関係を強化し学術文化の交流を発展させるため、次の事項について覚書を締結する。

2 交換計画

両大学は、受入れ側において担当者、妥当な資金及び研究・実験室等を確保することを条件に教員、学部及び大学院学生の交換訪問を奨励する。

① 教員の交換

- (1) 派遣される教員又はその派遣大学は、原則として訪問に伴う全ての経費を負担する。
- (2) 受入れ大学は派遣された教員の滞在期間中の生活を支援するよう努める。
- (3) 派遣される教員の滞在期間は、1年以内とする。
- (4) 受入れ大学の担当部署は、研究に必要な施設、設備及び機器を派遣される教員に提供する。
- (5) 一方の大学が研究のために、ある特定の教員を指名して招へいする場合は、航空運賃及び必要経費を招へいする大学が負担する。

② 学生の交換

- (1) 交換留学生又はその派遣大学は、交換留学に伴う全ての経費を負担する。
- (2) 交換留学生が学位取得を目的としない学生として入学するためには、受入れ大学の定める要件を満たさなければならない。
- (3) 受入れ大学は、交換留学期間中の生活を支援するよう努める。
- (4) 交換留学生の滞在期間は、1年以内とする。
- (5) 両大学は、交換留学生の授業料について、その都度協議し合意するものとする。
- (6) 交換留学生の身分及び義務は、受入れ大学の学則等による。
- (7) 交換留学生が受入れ大学で取得した単位は、派遣大学の承認を条件として認定する。
- (8) 受入れ大学は、交換留学生から申請があった場合、定められた規程により学位を授与する。

3 共同研究

両大学の教員が共同研究を行う場合、当該責任者は、予めその計画の費用及び実施場所の分担について取り決めた文書に調印しなければならない。

4 短期研修、セミナー及びワークショップ

両大学は、引率者を伴う短期研修、セミナー及びワークショップの受入れに際して最善を尽くすよう努めるものとする。実施に当たっての詳細は、必要に応じて、その都度協議する。なお短期研修における費用は、派遣大学が負担する。

5 その他

学生のための学術、文化及びスポーツ交流の促進に努める。その費用は原則として、派遣大学が負担する。

6 覚書の効力

本覚書は、両大学の責任者による調印と同時にその効力を生じ、有効期間は5年間とする。覚書事項の変更が生じた場合には、両当該責任者の文書による合意を必要とする。

なお、5年後、両大学相互の合意により覚書を更新することができる。

7 覚書の解消

両大学は、それぞれ文書による予告を条件として、その予告の日から6か月後にはこの覚書を一方的に解消することができる。

日本大学理工学部長

滝戸 俊夫

滝戸 俊夫

2012年 7月 25日

韓国海洋大学校 海洋科学技術大学長

李漢錫

李漢錫

2012年 7月 25日

韓国海洋大学校 工科大学長

趙琮來

趙琮來

2012年 7月 25日